

南国市告示第26号

南国市総合評価方式取扱要綱を次のように定める。

令和2年3月12日

南国市長 平山 耕三

南国市総合評価方式取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南国市が発注する建設工事について、総合評価方式による一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき実施する一般競争入札をいう。以下「総合評価方式」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

(総合評価方式の適用対象)

第2条 総合評価方式は、市長が適当と認める請負対象金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）2,500万円以上の建設工事発注に係る一般競争入札において適用する。

(総合評価方式の方法)

第3条 総合評価方式は、価格以外の評価として企業の施工能力及び配置予定技術者の能力その他必要と認められる事項の評価を行うことにより施行する。

- 2 前項の評価は、別記に定めるところにより行うものとし、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ、算出された評価値の最も高い者を落札者とする。
- 3 評価値が最も高い者が2者以上あるときの落札者は、くじ引きにより決定する。
- 4 入札価格が失格基準価格を下回る者は、第2項の規定にかかわらず、施行令第167条の10の2第2項の規定により、落札者としなない。
- 5 前項の失格基準価格は、必要に応じて予定価格の3分の2から4分の3までの額の範囲内で定めることができる。

(公告)

第4条 総合評価方式に係る入札公告の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 総合評価方式に係る入札公告は、南国市役所前掲示板、南国市役所閲覧室及び南国市ホームページにおいて、閲覧に供する。

3 総合評価方式に参加する者は、当該入札公告に定める入札参加申請を行わなければならない。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 総合評価方式の施行に当たっては、施行令第167条の10の2第4項の規定により、2人以上の学識経験者から意見を聴取しなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取に当たっては、南国市総合評価方式評価一覧(学識経験者意見聴取用)(様式第2号)その他意見の聴取に当たって参考となる資料を提示するものとする。

(入札結果の公表)

第6条 総合評価方式により落札者が決定されたときは、当該入札の結果を南国市総合評価方式評価一覧(入札結果公表用)(様式第3号)によりまとめて、南国市役所閲覧室に備え置き、閲覧の方式により公表する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合評価方式の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。